

## 第2章 まちづくりの課題

### 1. 関連計画の概要

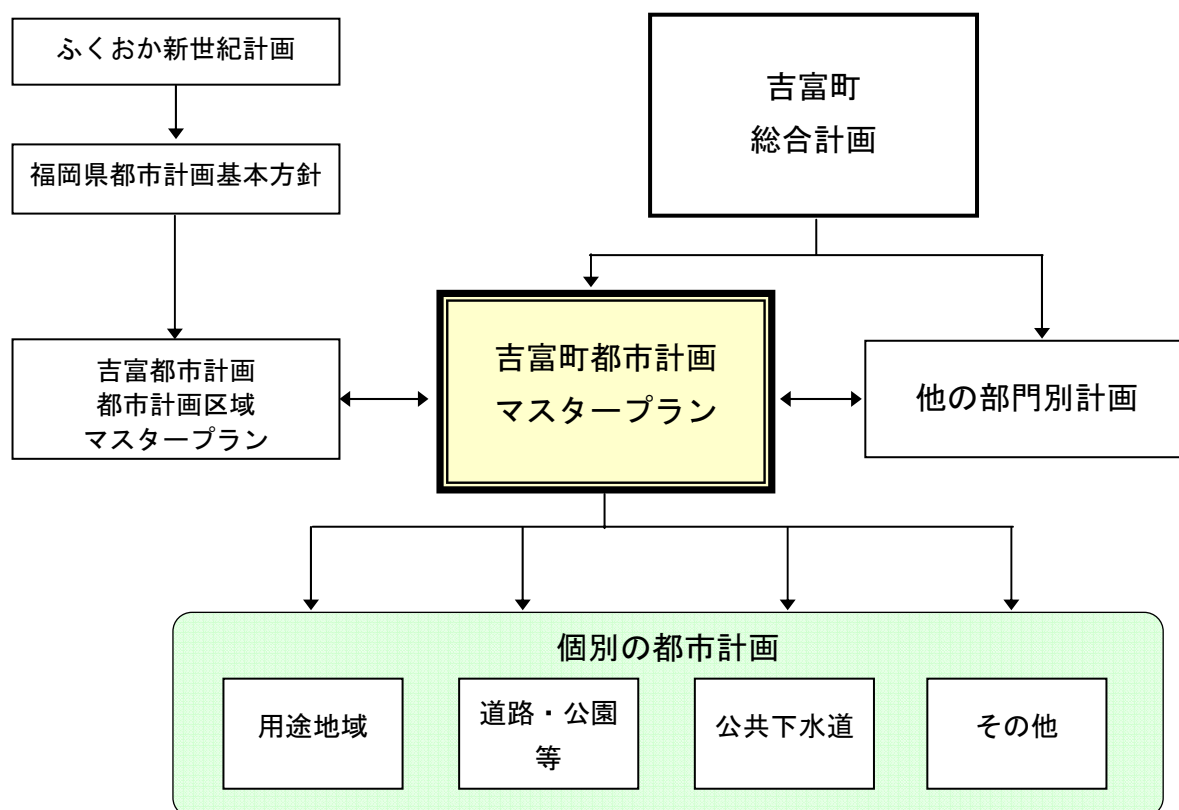
#### (1) 町および国・県の計画

##### ①計画の体系

吉富町都市計画マスタープランは、吉富町総合計画を基本的な関連計画とし、その下で、主に都市基盤の整備、生活環境の整備などにかかわる部門についての基本方針を定める計画です。吉富町が定める都市計画以外の部門別計画と調整を図り、相互に連携してまちづくりを進めることとなります。

また、本マスタープランは、福岡県が定める都市計画区域マスタープラン（吉富都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に即して、地域に密着した都市計画の方針を示すものです。

図2-1 計画の体系



## ②ふくおか新世紀計画（平成9年11月策定）

21世紀初頭の福岡県の将来像を明らかにし、県政の各分野における施策や事業の計画性、実効性、総合性を確保するための基本指針として策定された福岡県の総合計画です。

### ■基本構想

- 目標年次：平成22年
- 基本理念：「新時代への挑戦……活気あふれるはつらつふくおか」

吉富町は、県下を9つの日常生活圏としてとらえた「快適生活圏整備構想」では、田川・京築ゾーン（田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡、築上郡）に位置づけられています。

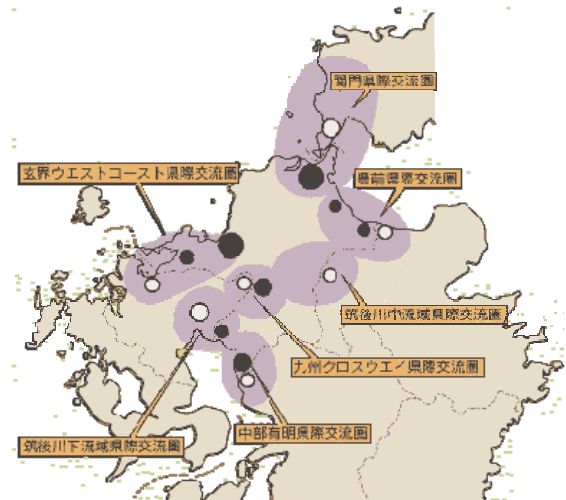
### ○田川・京築ゾーンの目標

#### ゆとりと活気が融合し、未来にはばたく回廊文化圏

- ・ 交流機能の強化による個性と活力あふれる地域の活性化
- ・ 産・学・官連携による保健・医療・福祉関連の研究開発

また、隣接する県との間に7つの県際交流圏を設定した「県際交流圏構想」では、「豊前県際交流圏」として、産業・観光・文化交流機能の強化と基幹道路網の整備を進めることとしています。

図2-2 県際交流圏構想



## ③都市計画区域マスタープラン（平成16年5月策定）

平成12年の都市計画法改正を踏まえ、県内55の都市計画区域ごとに、都市計画の目標、区域区分の有無、主要な都市計画の決定等の方針を示す「整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を策定したものです。（平成20年に市町村名等、一部を変更。）

本町については、吉富都市計画区域の計画として示されています。

④第3次吉富町総合計画「未来・よしみ・プラン21」（平成13年3月策定）

本計画は、21世紀における吉富町の基本的な方向及び主要な施策などを明らかにするものとして、長期的な町行政における基本的指針となるものです。

○目標年次

平成22年度

○まちづくりの基本理念

- 伝統が現在にいきづく 心豊かなまち
- 夢と希望を育む 活気のあるまち
- 次世代に誇れる 健全で美しいまち

○将来の都市像

「安心とゆたかさとうるおいの実感できるまち」

○将来の都市像の実現に向けた施策の大綱

- 生活の中に自然があるまち
- 心のふれあいがある学びのまち
- いきいきと健康で安心して暮らせるまち
- 多彩で魅力ある文化が実感できるまち
- 創造性豊かな活力のあるまち
- ひとりひとりが情報を発信するまち
- ひらかれた行政をめざして

## ⑤第3次吉富町総合計画後期基本計画（平成18年3月策定）

基本構想および基本計画（前期5か年）策定後の社会環境の転換を背景として変化を続けている町を取り巻く状況に対応するため、今後5年間の取組みを明らかにしたものです。

○計画期間：平成18年度～平成22年度

○基本方針（施策の大綱「生活の中に自然があるまち」に関わる部分の抜粋）

	節	基本方針
都市基盤 の整備	土地利用	1) 総合的な土地利用基本計画を策定・推進する 2) 既存計画の再検討：都市計画用途地域の見直し等既存計画の再検討を行い、環境保全の取組みをバランスよく実効性のあるものとし、自然と調和したまちづくりを推進。
	自然環境	自然環境の維持保全に努める。積極的な自然環境の創造を行う。
	都市計画	都市計画マスタープランを策定し、生活環境・自然環境の保全と産業振興との両立を図る。新たな開発等については、町全体構想のなかでの望ましい土地利用のために、政策的誘導を行う。
	交通体系	戦略的・計画的な建設。鉄道やバス路線等と連携しての総合的な交通体系の視点が重要。交通手段の利点を生かして施策を実施。
生活環境 の整備	住宅計画	地域の特性に応じた住環境の改善・整備を行う。魅力あるまちづくりを念頭に、ふれあいのある快適な居住環境の整備を目指す。
	上水道	良質な水を安定的に供給するため、老朽化した施設等の改修を図るとともに、上水道事業の安定経営を目指す。
	下水道	整備区域全域への計画的な公共下水道整備を推進。公共下水道整備区域外には浄化槽設置への補助を継続。
	廃棄物処理	3つのRについての取組みを推進。
	公害防止	公害の未然防止に引き続き取り組む。清澄な大気と清流、豊かな緑に囲まれた環境づくりを目指す。
	消防・防災 ・防犯	住民参加による、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進。消防力を強化し、防災体制の充実を図る。防犯力強化のため、地域社会と行政との連携強化を行う。
	交通安全	交通事故ゼロを目標に、安全・安心な交通環境整備を推進。安全指導・教育を通じ意識向上を図る。

## (2) 関連計画

### ①吉富町財政健全化計画（平成19年12月策定）

これまで、「吉富町行財政改革大綱」（平成10年12月）に基づき、4次にわたる「吉富町行政改革実施計画」、「吉富町集中改革プラン」などにより行財政改革に取り組んできました。

将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立するため、さらに踏み込んだ取組みとして、「吉富町財政健全化計画」を平成19年12月に策定しました。

この中で、歳入確保の取組みとして、町税・税外収入の確保に努める一方で、人口増加・定住化の促進を重点施策として位置づけています。

活用されていない町有地で売却可能なものについては、住宅用地や企業立地用地として計画的に処分することとしています。

### ②吉富町修景基本計画「豊かな水と緑のネットワーク計画」（平成12年3月策定）

21世紀を迎え新しいまちづくりを進めるために、平成12年に総合的な自然環境の整備と保全について計画したものです。

町の将来像として「緑に被われた森や公園」、「親水性の高い河川」、「白砂青松の海岸線」を掲げ、町民主体で計画を推進するテーマとして「誰もが共有できる清らかな水と豊かな緑に包まれた故郷のために」を設定しています。

計画は、行政が行う整備計画と、行政と住民が協力しながら行う環境保全計画で構成しています。

### (3) 法の規制

#### ① 都市計画

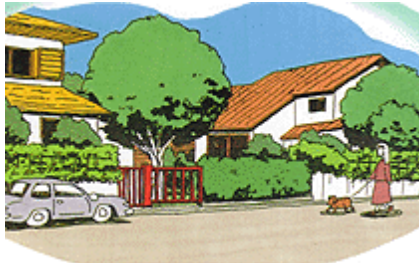
本町は、昭和50年2月に行政区域全域（地先公有水面を含む551ha）を都市計画区域として指定しました（現在は、568ha）。このうち、主要集落176haについて用途地域を指定し、良好な住環境の確保、産業の育成を行っています。

表2-1 都市計画用途地域の指定状況

	面積 (ha)	建築物の容積 率	建築物の建 ぺい率	外壁の後退 距離の限度 (m)	建築物の敷 地面積の最 低限度 (m <sup>2</sup> )	建築物の高 さの限度 (m)	構成比率
第一種低層住居 専用地域	25	8/10以下	5/10以下	1.0	165	10	14%
	32	8/10以下	5/10以下	—	165	10	18%
第一種住居地域	74	20/10以下	6/10以下	—	—	—	42%
近隣商業地域	5	30/10以下	8/10以下	—	—	—	3%
工業専用地域	40	20/10以下	6/10以下	—	—	—	23%
合計	176	—	—	—	—	—	100%

図2-3 用途地域のイメージ

#### 第一種低層住居専用地域



建築できる建物は、住宅のほか、診療所、小中学校、日常生活に必要な50m<sup>2</sup>以内の店舗併用住宅に限られます。

#### 近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買い物などをするための地域です。商店のほかに事務所や小規模の工場も建てられます。

#### 第一種住居地域



住環境を害するような、工場、パチンコ屋、カラオケボックス、3,000m<sup>2</sup>超の事務所、店舗等の建築はできません。

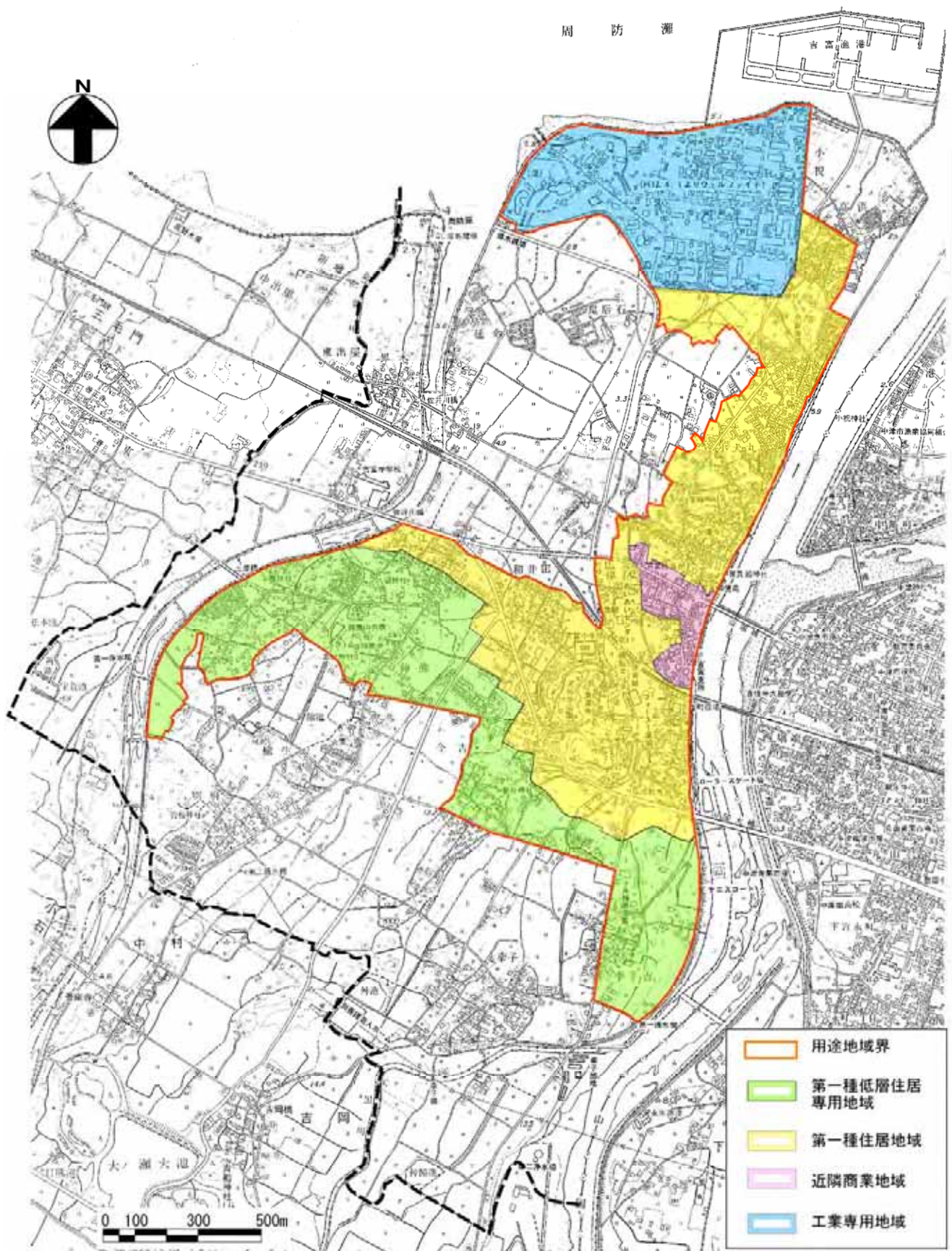
#### 工業専用地域



工場のための地域で、どんな工場でも建てられます。住宅や商店は建てられません。



図2-4 都市計画図



## ②農業振興地域整備計画

本町は、昭和48年10月に農業振興地域の指定がされ、昭和49年3月に吉富町農業振興地域整備計画について福岡県知事の認可を受けました。

農業振興地域の指定時に272haあった農用地のうち集落区域約31haおよび自然的条件からみて農業近代化を図ることが相当でない約16haを除く225haについて農用地区域を指定しています。この内訳は、田189ha、畑36haで、田については米、麦などを中心とし、畑は一般野菜の作付を行う方針としています。営農類型としては、専業経営では米、麦を2haで輪作、複合経営では米2ha、畑20アールを目標としています。

農業経営規模については、離農農家等の農用地を自立経営農家に誘導し、規模の拡大を図ることとしています。

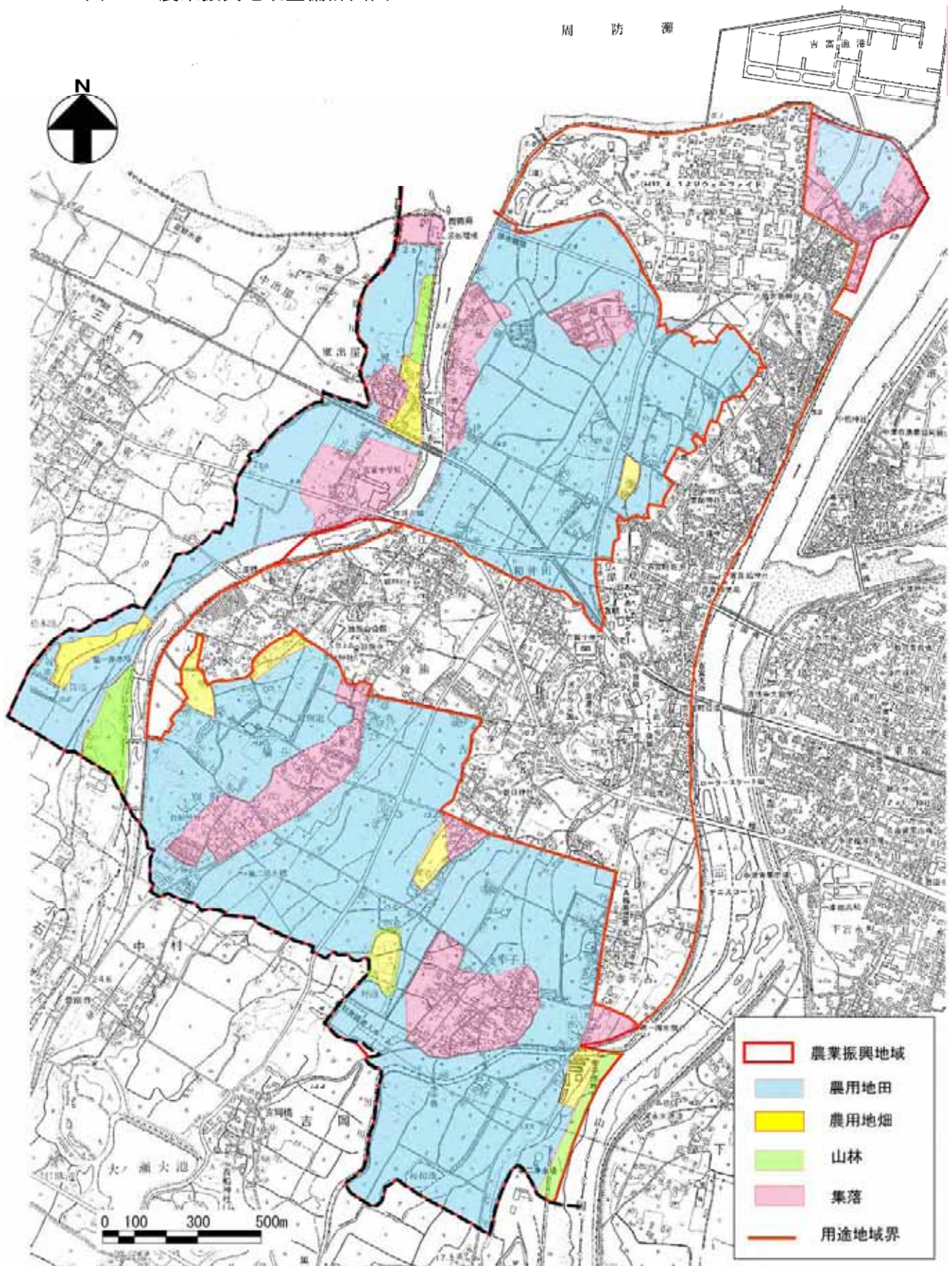
表2-2 土地利用構想

単位：ha

	指定時		目標		増減
	面積	割合	面積	割合	
農用地	272	49.4%	225	40.8%	△47
山林・原野	10	1.8%	10	1.8%	—
宅地	117	21.2%	155	28.1%	38
工場用地	53	9.6%	62	11.3%	9
道路等公共施設	43	7.8%	43	7.8%	—
その他	56	10.2%	56	10.2%	—
計	551	100.0%	551	100.0%	±0



図2-5 農業振興地域整備計画図



#### (4) 広域的な位置づけ

住民ニーズの多様化および生活圏の拡大により、広域行政への期待は高まっています。本町は昭和45年に近隣2市7町2村で京築広域市町村圏を設立し（現在は2市4町）、広域計画の策定、消防救急、休日急患業務などを行い、その他、し尿、ごみ処理、中学校教育などを一部事務組合で行っています。また、介護保険については福岡県介護保険広域連合で行っています。このように目的ごとに異なる事務組合などに加入し、事務の効率化と経費の削減に努め、一定の成果を収めています。

一方、住民生活は中津市との関係が強く、行政のある分野においてはむしろ中津市と協力し事務の推進を図った方が現実的であり、地域づくりにおいても中津市および近隣市町との共通性を探るべきであるという意見も強くあります。このように本町は、行橋市を中心とした京築地域と中津市を中心とした近隣市町という二つの広域圏を見据えながら広域行政を推進する必要があります。